

児童扶養手当システム標準化有識者検討会
(第2回) 議事要旨

日時：令和6年3月22日(金) 10:00~12:00

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

出席者(敬称略)：

(○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) ※座長
近藤 誠	日本電気株式会社 (○)
柿沼 祐司	富士通 Japan 株式会社 (○)
中垣 伸哉	株式会社アイネス (○)
関 秀嗣	株式会社日立システムズ (○)
辻田 朋大	愛知県福祉局児童家庭課 課長補佐 (○)
内山 将勝	福岡市子ども未来局子ども健やか部子ども家庭課ひとり親福祉係 係員 (○)
吉崎 康成	佐世保市子ども未来部子ども支援課 課長 (○)
吉田 理恵	葛飾区子育て支援部子育て応援課児童手当係 主任 (○)
成沢 真紀	鶴岡市健康福祉部子育て推進課 課長 (○)

(オブザーバー)

丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐 (○)
小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐 (○)
池端 桃子	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
外園 暖	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
彼末 寛太	デジタル庁統括官付参事官付 (○)

【議事次第】

1. 開会
 - ① 開会のご挨拶
 - ② ご出席状況の確認
2. 議事
 - ① 第1回有識者検討会の振り返りと第2回有識者検討会の位置づけ
 - ② 全国意見照会の集計結果のまとめ
 - ③ 全国意見照会を受けて、標準仕様書の改版への反映状況について
 - ④ 今年度の改版対象外のご意見について
 - ⑤ 今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて（来年度以降の申し送り事項）
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（第1回有識者検討会の振り返りと第2回有識者検討会の位置づけ）

- 第1回有識者検討会の振り返り
 - 第1回有識者検討会にて、①児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について、②有識者検討会等の運営について、③令和4年度検討経緯の振り返り、④令和5年度の検討論点、⑤意見照会の進め方、⑥今後のスケジュールを説明させていただいた。
- 令和5年度の検討論点と運営方針
 - 令和5年度の検討論点と運営方針については、第1回有識者検討会の振り返りとなる。令和5年度の検討コンセプトは、令和7年度末までの移行をいかにスムーズに行うかとしている。運営方針としては、令和7年度末までの移行支援期間における標準仕様書へのシステム対応については、「制度改正等の政策上必要と判断される」ものに限り、それ以外の適合基準日は令和8年度以降になることとして、検討を進めてきた。ゆえに、今回は原則、標準仕様書の正誤対応や、論点3の「振り仮名法制化に伴うシステム改修」などの法令・通知対応の事項のみ、令和7年度までに対応必須としている。但し、システム改修に伴う要件でも、優先度が高いと思われる項目（現行業務で対応する必要があるもの等）については自治体分科会にて、ニーズを確認し、ベンダ分科会にて当該要望の実装可否及び予想工数について確認を行った。論点として、以下の事項について検討・共有を行った。
 - ◇ 1.令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認
 - ◇ 2.令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有
 - ◇ 3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有
 - ◇ 4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有について

→ また、令和7年度までに、原則全ての地方自治体がガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行を目指すこととしているため、この目標に対してベンダが抱える課題について、目線合わせを行った。児童扶養手当システムにおける特有の課題はなかったため、説明は割愛する。

○ 自治体の方からのご要望に対する対応方針の確認

→ 当該確認の経緯としては、第1回有識者検討会にて、都道府県においても「管理場所」の機能として、福祉相談センター等を追加してほしいとご要望があった。また、令和4年度の全国意見照会にて、中核市においても、「管理場所」の機能、中核市における管理「支所」を追加してほしいというご要望があった。「管理場所」のマスタ管理機能の追加要望について、自治体分科会にて、当該管理機能がないと、業務に支障をきたすことについて担当者に確認ができ、また、ベンダ分科会にて、システムに導入可能と確認できたため、具体的には以下のように改版に反映した。

- ◇ 「管理場所」関連の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する25件の機能要件を特定
- ◇ 該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、「管理場所」という記述に変更。また、要件の考え方・理由欄に以下を追記
- ◇ 「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す
- ◇ 該当機能要件について、指定都市は25件、都道府県は受給者情報の登録や更新等に関連する機能12件を「◎（実装必須機能）」にし、それ以外の自治体の実装区分を「○（実装オプション）」に変更

→ また、デジタル庁にて、児童扶養手当以外の標準化対象業務において、「管理場所」関連機能は、指定都市以外の自治体区分でも機能要件として定義しているかについて確認した。実際に指定都市以外も実装可能な機能を定義している業務は11業務あった。例えば住民記録システムにおいては、地区管理コードを用いて、自治体で定める地区を複数登録し、管理していることが分かった。

○ 第2回有識者検討会の位置づけ

→ 本日は、第1回有識者検討会及び各分科会にて相談した各論点の対応方針に基づいて改版内容、及び全国意見照会の結果を共有し、標準仕様書の改版に反映する箇所と令和6年度以降の申し送り事項を確定する。なお、標準仕様書の公表は3/29(金)を予定している。

(全国意見照会の集計結果のまとめ)

○ 全国意見照会の流れ

→ 3月末の標準仕様書の改版発出に向けて、全国の地方自治体及び7社のベンダに対して意見照会を実施し、事務局にて意見取りまとめを行った。意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、回答票にてご意見を記載いただく形式とした。意見取りまとめについては、意見を「今年度の改版に反映」、「来年度以降に申し送る」、「改版に対応なし」に分類し、自治体・ベンダの意見に対する対応方針を検討した後に、標準仕様

の修正内容を反映した。

○ 意見照会結果の取り扱い

- 「今年度の改版に反映」とした意見については、主に、今年度の改版案に対するご意見と、法令・通知対応と正誤対応の事項に関して、改版案を作成し、第2回有識者検討会の確認を経て、改版を確定とするとしている。本日は、当該「今年度の改版に反映」とした意見を基に作成した改版案をご確認・ご承認いただくことを主なテーマとしている。
- 「来年度以降に申し送る」とした意見については、さらに以下の2つに分類している。
 - ◇ 今年度の改版対象外機能に関する追加のご意見や、法令・通知対応、正誤対応外の追加のご意見について、来年度の論点として申し送る。
 - ◇ 帳票レイアウトの見直し、自治体間のデータ連携等のすぐに対応できない課題については中長期に検討する必要がある。
- 「改版に対応なし」とした意見については、さらに以下の2つに分類している。
 - ◇ 既に要件に含まれているもの、詳細設計レベルのものについては対応なし。
 - ◇ 標準仕様書の改版検討外の標準化に関するご意見・質問について、回答案を作成し、来年度以降に事務局より個別に回答し、適宜関連機関（デジタル庁等）に連携して対応する。

○ 意見照会全体概要

- 全1,788自治体及び対象の7事業者に意見照会依頼し、40自治体及び1事業者より、総計187件のご意見をいただいた。なお、ご意見がない場合は、回答票の連携は不要と依頼している。いただいたご意見の内訳は、「機能要件」が109件、「帳票詳細要件・帳票レイアウト」が39件、「その他、標準仕様書の改版に影響しないご意見・ご質問」が39件となっている。そのうち、今年度の改版案に対するご意見27件、法令・通知対応や正誤対応に関するご意見12件、正誤対応に関するご意見1件について、本日対応策をご確認いただき、改版を確定とする。それ以外のご意見は、内容を精査し、適宜来年度以降に関連機関と連携して改版への対応要否について引き続き検討する。

（全国意見照会を受けて、標準仕様書の改版への反映状況について）

- 本章「全国意見照会を受けて、標準仕様書の改版への反映状況について」にて、事務局から説明し、構成員の方々にご確認・ご承認いただく内容をもって、標準仕様書2.0版への改版内容を確定とする。以降、論点ごとに事務局から説明し、構成員の方々にご確認・ご承認いただく。
 - a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について - 論点1.令和5年度改版予定の申し送り事項
 - ◇ 令和5年度は、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令・通知に定められた対応要件、正誤対応要件のみ、標準仕様書の改版に反映している。そのため、令和4年度の申し送り事項①業務フロー追加、②自治体規模別の実装区分の精査、③「要件の考え方・理由」の追記依頼について、第1回有識者検討会、自治体分科会、ベンダ分科会で議論した内容を標準仕様書の改版案に反映し、全国意見照会を行った。そして全国意見照会にて、それぞれの改版内容に対して、ご意見をいただいた。以降、ご意見をいただいた項

目、かつ、修正を行った項目について、説明を行い、その他前回の討議から修正がない事項については、別途資料 3 をご確認ください。

◇ ①業務フロー追加について

- 現状、「04.額改定（減員）」、「05.市外転出」、「06.資格喪失」、「12.障害等認定」、「13.現況届」、「18.年齢到達」などに「過払金計算」以降のフローがあるが、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローがない。原則、不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを計 2 箇所修正した。全国意見照会にて、上記修正に関する意見はなかったが、下記 3 件の関連ご意見をいただいた。
 - 一般市の担当者から、「19.住記異動管理」と「20.所得再判定」の業務フローの後にも「過払金計算」以降のフローを追加する必要があるというご意見をいただいた。
 - 政令市の担当者から、業務フローにおける、過払金計算のマニュアル処理の表記を、実態に合わせてシステム処理に訂正してほしいというご意見をいただいた。
- 上記意見内容を精査した結果、不整合が生じている状態のため、ご意見の通り、業務フローの関連箇所を修正した。

◇ ②自治体規模別の実装区分の精査

- 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を以下 5 つに分類して精査した。「a.都道府県の住基システム連携関連機能の精査」、「b.管理場所関連機能の精査」、「e.その他の個別の自治体規模別機能の精査」については、全国意見照会にて、特段意見がなかったため、第 1 回有識者検討会、自治体分科会、ベンダ分科会で討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する。「c.福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査」、「d.福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査」については、福祉事務所未設置町村のシステム開発を担当している事業者から、いくつかのご意見をいただいたため、第 2 回有識者検討会（本日）にその内容と対応策の確認を経て、改版を確定とする。
 - a.都道府県の住基システム連携関連機能の精査
 - b.管理場所関連機能の精査
 - c.福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査
 - d.福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査
 - e.その他の個別の自治体規模別機能の精査
- 「c.福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査」について、福祉事務所未設置町村における児童扶養手当業務は、都道府県が代替して支給するため、福祉事務所未設置町村の支払関連の機能要件や管理項目をすべて「対象外」に計 29 機能要件修正した。そして全国意見照会にて、福祉事務所未設置町村向けシステムを開発している事業者から、上記改版した 2 機能要件についてご意見をいただいた。また、改版案以外の、その他の福祉事務所未設置町村の支払関連の 12 機能要件や管理項目も「対象外」にすべきというご意見をいただいた。意見内容を精査し、令和 5 年度の対応方針通りとなるため、ご意見の通り修正した。

- 「d.福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査」について、福祉事務所未設置町村では現況届などの通知書の出力が対象外のため、関連機能の実装区分を「-（対象外）」に変更した。全国意見照会にて、上記の改版案に対するご意見はないが、上記と同じ事業者から、現況届以外の福祉事務所未設置町村の帳票出力関連の3機能要件も「対象外」にすべきというご意見をいただいた。意見内容を精査し、令和5年度の対応方針通りとなるため、ご意見の通り修正した。

☆ ③「要件の考え方・理由」の追記依頼

- 機能要件の検討経緯や、1.1版で追加された項目の「要件の考え方・理由」の追記依頼について、要望があった事項について計13機能要件に追記した。そして全国意見照会にて、政令市、中核市の担当者と事業者から、上記改版した3要件の「要件の考え方・理由」欄への記載文言に対してご意見をいただいた。意見内容を精査し、対応案について作成したため、以下にて確認し、対応を確定とする。
- #3（機能ID: 0200151）について、管理項目の受給資格者区分には、父又は母、養育者、孤児等の養育者の3区分が記載されている。令和4年度の全国意見照会にて、厚生省児童家庭局企画課長通知「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について 昭和55年7月児企第29号の（問23）」に、受給者区分が母及び養育者となるパターンが示されているため、管理項目の内容を見直すか、上記パターンにてどのように管理すべきか、「要件の考え方・理由」欄にて記載すべきとご意見をいただいた。標準仕様書の改版案としては、2つ以上の区分に当てはまる該当ケースも「養育者」で登録を行えば問題が生じないため、特段修正は不要としており、機能要件の更なる理解の参考となるよう、「要件の考え方・理由」欄に下記の説明を追記した。
 - 【第2.0版】管理項目の請求者情報の「受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）」は、2つ以上の区分に当てはまるケースも想定される。（例えば、「父かつ養育者」や「母かつ養育者」など。）当該ケースは「養育者」で登録を行う。
- そして全国意見照会にて、中核市から、法令上、「父かつ養育者」や「母かつ養育者」は「養育者」と別の定義となるため、既存の受給（資格）者区分では不十分で、「父又は母かつ養育者」という区分を追加してほしいという要望をいただいた。上記について、さらなる法令の精査や、ベンダの対応状況について確認が必要となるため、令和5年度は「要件の考え方・理由」を追記せず、来年度に対応について引き続き検討することとしている。
- 以前弊社にて、同様のご意見をいただいたことがある。稀なケースだが、例えば、自分の実子と養子で2人の子どもを育てている場合がある。当該受給（資格）者区分は、所得判定や児童扶養手当法13条の適応除外の対象か否かという判別においても利用している。そのため、受給（資格）者区分の管理項目は他機能にも影響がある。当該影響を考慮したうえで、法令や実務に合わせた受給（資格）者区分の見直しについて、今後対応いただきたい。
- 承知した。令和6年度以降に、当該影響を考慮したうえで、引き続き検討していく。
- #4（機能ID: 0200204）について、機能要件に「※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、

資格喪失の登録ができること」という記載がある。当該記載に対して、令和 4 年度の全国意見照会にて、上記は認定請求後、認定を決定する時点で児童が死亡していた等の場合に、認定を決定したうえで、認定日より前の喪失処理ができればよいという認識で問題ないか。認識相違ない場合、「要件の考え方・理由」欄に具体例として記載すべきとご意見をいただいた。標準仕様書 2.0 版案としては、機能要件の更なる理解の参考となるよう、「要件の考え方・理由」欄に以下を追記した。そして、全国意見照会にて、以下の「資格喪失処理」における「要件の考え方・理由」への記載に対して、政令市の担当者と事業者から、「認定取消」、「認定却下」に関するご意見をいただいた。しかし、当該機能要件は、資格喪失処理に関する「要件の考え方・理由」欄への追記であり、また「認定取消」、「認定却下」は別機能要件で定めているため、原案の通りとして、標準仕様書の改版を確定することとしている。

➤ 【第 2.0 版】「※ 2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること」について、自治体によって異なるが、月次で認定処理を行う場合、認定日は月末日となる。認定日は必ず月末日となるが、認定した後ケースによって資格喪失処理が必要になることがある。（例えば、実は認定日以前から事実婚状態であるなど）。その場合には、認定日より前に資格喪失処理を行えること。

- #8（機能 ID: 0200156）について、機能要件に「※ 2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること」という記載がある。当該記載に対して、令和 4 年度の全国意見照会にて、非該当予定年月日は 18 歳到達年度末もしくは 20 歳の誕生日の前日が設定されるものと想定して問題ないかというご意見をいただいた。標準仕様書の改版案としては、機能要件の更なる理解の参考となるよう、非該当予定年月日について、他の機能要件と平仄を合わせ、「要件の考え方・理由」欄に追記した。そして、全国意見照会にて、以下の追記内容について、政令市の担当者と事業者から、「扶養親族でない児童」と限定した記述は不要とご意見をいただいた。意見内容を精査した結果、指摘通りとなるため、関連機能要件の当該文言を削除することとしている。

➤ 【第 2.0 版】「※ 2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること」について、非該当予定年月日は、扶養親族でない児童は 18 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日、又は障害の状態にある児童は 20 歳到達日を指す。

◇ 特段異議がないため、「a.令和 5 年度改版予定の論点の反映状況について - 論点 1.令和 5 年度改版予定の申し送り事項」について、上記で標準仕様書 2.0 版への改版事項を確定とする。

→ a.令和 5 年度改版予定の論点の反映状況について - 論点 2.「成案」再検討見直し指定都市要件

◇ 令和 5 年度にニーズを確認し、判定区分が「成案」となった要件のみ、令和 5 年度の改版に反映することとしている。検討経緯としては、当該要件は令和 4 年度の指定都市要件として起票されたが、指定都市と事業者当該機能要件の必要性について最終確認を求めた結果、「要件見直しの要望が少ない」や「各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダの実装を勘案し対応なし」などの理由で、令和 5 年度の「再検討」事項と見直した。該当 13 件要望について、自治体分科会事前アンケートにて、指定都市 20 カ所に実装要望

を確認した。「過半数の指定都市から実装要望があり」、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と2指定都市以上から回答がある案件を、「重要度高」として評価し、該当3案件について、引き続き今年度に継続検討した。ベンダ分科会にて実装可能性について確認したところ、1件を「成案」とし、他2件を「不採用」と区分した。「不採用」となった理由として、一意実装について定義可能な仕様ではない、かつ、代替可能な標準仕様があるため、とベンダから挙げられている。「成案」となった以下の要件については、全国意見照会にて特段意見がなかったため、改版を確定とすることとしている。

- 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の余白部分に「令和○年度現況」もしくは「令和○年○月経過月」と記載する。

◇ その他の10件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」として区分するが、うち、ニーズが高い3件要件、過半数ではないが、8自治体以上から実装要望ありという要件については、令和6年度以降の申し送り事項にする。

◇ 特段異議がないため、「a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について - 論点2.「成案」再検討見直し指定都市要件」について、上記で標準仕様書2.0版への改版事項を確定とする。

→ a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について - 論点3.振り仮名法制化への対応

◇ 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版は令和5年度末までに行い、システム改修は令和6年度末までに対応いただくこととしている。標準仕様書への影響としては、機能要件、帳票詳細要件/帳票レイアウトにて、「フリガナ」に関する表記を2つに使い分ける。「振り仮名」は日本人氏名における振り仮名を指し、「フリガナ」は旧氏並びに外国人氏名及び通称名を指すこととし、表記の修正を行っている。そして意見照会にて、政令市の担当者より、予定している改版箇所のうち、「口座名義人（カナ）」はあくまで口座名義のカ（全銀フォーマット用の項目）のため、振り仮名法制化の対象外ではないかのご意見をいただいた。内容について精査し、総務省にも確認した上で、指摘通りに修正対象外とした。それ以外の修正箇所に対するご意見がないため、改版を確定とすることとしている。また、標準仕様書の具体的な修正箇所については、資料3のp.40にてまとめている。

◇ 特段異議がないため、「a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について - 論点3.振り仮名法制化への対応」について、上記で標準仕様書2.0版への改版事項を確定とする。

→ a.令和5年度改版予定の論点の反映状況について - 論点4.令和5年度領域間の整合作業

◇ 順次、デジタル庁から示された領域間の整合作業対応や、地方自治体、事業者から寄せられたご意見における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、修正を行った。

◇ デジタル庁から示された領域間の整合作業対応については、具体的には、共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）の改版内容を精査し、またデジタル庁から示された標準仕様書の

改定・運用に関する基本的な考え方に基づいて改版したところ、全国意見照会にて、特段関連のご意見はなかった。そのため、児童扶養手当標準仕様書の改版の変更箇所に伴い、デジタル庁にて、データ要件・連携要件（各論）「児童扶養手当_基本データリスト【第3.1版】」と「児童扶養手当_機能別連携仕様【第3.1版】」を更新いただき、3/22（金）からの全国意見照会を経て、4/30（火）に確定する予定となっている。

◇ 地方自治体、事業者から寄せられたご意見については、以下のように関連する標準仕様書における要修正箇所を特定し、改定を行った。そして全国意見照会にて、特段改版に関する意見がなかったため、確定とすることとしている。

- 児童扶養手当の機能要件の「0200004」について、都道府県は連携必須「◎」になっているが、障害者福祉システムにおいて都道府県は、標準化対象外のため、連携必須「◎」から標準オプション機能「○」に修正。
- 帳票詳細要件の日付項目の定義が曖昧というご指摘に対しまして、「要件の考え方・理由」の帳票要件詳細の「備考」に、以前から定義されている基本方針を追記。

◇ 令和5年度検討会開催期間中、ベンダ代表者からいくつかの要望・意見が挙がったため、事務局にてそれぞれの詳細を調査し、対応策を検討した。対応内容について、本日の確認を経て改版を確定とすることとしている。

- ベンダ分科会にて、ベンダ代表者より、計5つの指定都市要件として定義した要件について、指定都市以外の一般市等の他自治体にも適用してほしいというご依頼があった。#1～3については、改版となる根拠（実務の精査と実装可能性の確認）を精査できたため、改版案を作成し、全国意見照会に挙げた。その結果、特段ご意見がなかったため、改版を確定とすることとしている。#4、5については、改版となる根拠が不足のため、全国意見照会に挙げなかったが、全国意見照会にて、自治体担当者や、事業者より、同様の要望が来ているため、今年の改版に反映する予定としている。改版に反映して問題ないかについてご確認いただきたい。

- #1（宛名番号付替処理に関し、対象者の宛名番号付替処理を行い、台帳データを更新できること）は、都道府県以外は、宛名番号に係る機能があることを既存の機能要件から確認できたため、都道府県以外は「標準オプション（○）」として修正している。
- #2（メモ情報を登録、修正、削除、照会できること）は、明らかに他自治体でも必要となる機能であり、かつ、ベンダ分科会にて、ベンダ代表者3社から追加賛成をいただいているため、指定都市以外も「標準オプション（○）」として修正している。
- #3（「児童扶養手当証書等の交付について」を出力できること）は、元々申し送り事項の機能追加要件として追加すべきかについて討議していたが、当該要望はすでに指定都市要件として定められており、特段新たに機能追加することはなく、指定都市以外の自治体の実装区分の修正のみで対応可能と分かった。また、自治体のニーズが高い、かつベンダが対応可能とのことから、令和5年度の標準仕様書の改版に、指定都市以外にも、「標準オプション（○）」に変更した。

- #4（児童扶養手当の支給額の計算（シミュレーション）を個別に実施できること）は、一般市の担当者と別の事業者より、同一要望が意見照会経由であり、ニーズが高いことが分かったため、指定都市以外の自治体も、「標準オプション（○）」に変更する。
 - #5（手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること）は、全国意見照会にて、4つの自治体担当者、一般市3カ所、中核市1カ所から、「児童扶養手当額を算定する所得は児童扶養手当法施行令第4条、第6条の7に規定のとおりであり、管理項目の記載事項は指定都市以外の他団体でも必要な機能と考えられるため、現状の『対象外（-）』から『実装必須機能（◎）』としてよいと考える」というご意見をいただいた。内容を精査し、指摘通りで該当管理項目は法令で定められているため、児童扶養手当業務を主に担当する政令市・中核市・一般市における実装区分を「◎（実装必須機能）」に変更する。また、市等の業務担当と異なるため、都道府県と福祉事務所未設置町村における実装区分は「標準オプション（○）」に変更する。
- ◇ #1について、都道府県は対象外となる機能か。当該宛名番号付替処理はどのような処理を想定しているか。
- ◇ 当該宛名番号付替処理は、団体内統合宛名番号の付替処理のことを指している。団体内統合宛名番号とは、住基システムとの連携を行い、各地方自治団体や政府機関のシステムにおいて、同一人物を特定できる番号となる。都道府県においては、住基システムとの連携は行っていないため、当該機能要件にて、都道府県は対象外となると認識している。
- ◇ 同じくベンダ分科会にて、ベンダ代表者より、「機能 ID0200459 について、様式第3号、第5号、第9号は都道府県での事務で利用するものと想定されるが、都道府県のみが必要な帳票の為、他は対象外ではないか」というご意見をいただいた。内容を精査し、指摘通りとなるため、都道府県以外の実装区分を「-（対象外）」に修正している。そして全国意見照会にて、特段意見がなかったため、討議した対応方針どおりに、標準仕様書の改版を確定する。
- ◇ また、アクセスログに関する機能要件に対して、「操作権限設定や管理に関する機能について、横並び調整方針に定められている機能要件があるが、機能 ID:0200146 のアクセスログ管理機能については、児童扶養手当システムが独自に詳細定義している。横並び調整方針として定められている機能よりも詳細であるアクセスログ管理の機能について、横並び調整方針と差異は発生して問題ないのか」というご意見をいただいた。詳細を確認したところ、機能 ID:0200147、0200148 は最低限必要な機能として横並び調整方針に記載されており、かつ住民記録システムにもアクセスログ管理の機能について、詳細定義をしている。そのため、児童扶養手当システムとして、機能 ID:0200146 のアクセスログ管理機能を標準仕様で定めることは問題ないと認識しており、特段修正は行わないことにした。
- ◇ 機能 ID:0200146 のアクセスログ管理機能について、操作ログの取得対象に「◎画面ハードコピー」と記載されているが、画面のスクリーンショットなどの画面ハードコピー機能を有している場合に、当該ログの取得が必要という認識に相違ないか。機能要件としては、あくまでログを取得するための要件であり、画面のスクリーンショットなどの画面ハードコピー機能を定めた要件ではないと認識している。

- ◇ あくまでログを取得するための要件であり、画面のスクリーンショットなどの画面ハードコピー機能を定めた要件ではないという認識に相違ない。
- ◇ 承知した。システムに画面のスクリーンショットなどの画面ハードコピー機能がある場合に当該ログの取得が必要であり、もともと OS に備わっている機能については、操作ログの取得は不要という認識に相違ないか。
- ◇ 具体的な操作ログなどの取得要否については、令和 6 年度以降に、業務の実態に合わせて要件を精査する必要がある。
- ◇ 当該要件について、今後調整が必要なため、貴社含め調整させていただくこととしたいが、問題ないか。
- ◇ 承知した。引き続き今後調整することについて、特段問題ない。

- ◇ その他検討会開催期間中、下記データ要件・連携要件に対するご要望もいただいた。現在デジタル庁とこども家庭庁にて情報連携を行い、対応方針について検討している。
 - #1（個人住民税の扶養情報連携 IF[010o009]の追加依頼）は、内容を精査したところ、原則、児童扶養手当の標準仕様書とデータ要件・連携要件に不整合が生じていることが分かった。そのため、機能要件の記載は特段変更せず、デジタル庁にデータ要件・連携要件の修正を依頼している。具体的には、以下 15 項目を児童扶養手当システムの基本データリストに追加し、また、住民税システムと児童扶養手当システムの機能別連携仕様を修正いただく。（住民税システム側の市区町村コード、課税年度、被扶養者_宛名番号、扶養者_宛名番号、被扶養者履歴番号、最新フラグ、指定都市_行政区等コード、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、削除フラグ、操作者 ID、操作年月日、操作時刻）
 - #2（「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」（旧特定扶養の人数）の連携依頼）は、同一要望について、全国意見照会経由でも、複数の自治体から法令対応を根拠としたご意見が挙がっている。デジタル庁に問い合わせたところ、総務省とも相談したうえ、「16 歳-19 歳の被扶養者」情報が必要な各業務システムにおいて、生年月日及び扶養控除対象区分の情報により判断可能とのことだった。現在は、こども家庭庁にて具体的な対応方針を検討している。ベンダにも確認し、当該連携が可能な場合、令和 6 年度以降にデータ要件・連携要件への改版を検討することとしている。
- ◇ 扶養控除対象区分と生年月日から「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」を算出できるが、住登外宛名情報は各標準化対象業務で管理すると認識している。そのため、生年月日については、個人住民税・法人税システムからは連携できず、別途対応方針を検討する必要があると考えている。
- ◇ ご認識の通り、「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」は、税務システムからの連携ができないため、生年月日及び扶養控除対象区分の情報により児童扶養手当システムにて算出いただきたいという趣旨である。また、生年月日については、住登者は住民記録システムから連携し、住登外者は住登外宛名情報を税務システムから連携することが 1 つの対応案だと考えている。当該対応方針については、いずれにしても、こども家庭庁にて検討いただいた対応方針を基に、デジタル庁にてデータ要件・連携要件を更新する。

- ◇ その他、特段異議がないため、「a.令和 5 年度改版予定の論点の反映状況について - 論点 4.令和 5 年度領域間の整合作業」について、上記で標準仕様書 2.0 版への改版事項を確定とする。
- b.全国意見照会にて、法令・通知対応や正誤対応で今年度の改版に反映するご意見
- ◇ 全国意見照会にて、機能要件下記 2 件について、法令・通知を根拠とした実装区分の修正要望をいただいた。記載いただいた法令・通知を確認したところ、指摘通り修正するのが正しいと考えるため、指摘通りに児童扶養手当業務を主に担当する市等（政令市・中核市・一般市）における実装区分を「◎（実装必須機能）」に変更する。また、市等の業務担当と異なるため、都道府県と福祉事務所未設置町村における実装区分は「標準オプション（○）」と原案通りにしている。
 - #1（外国人の場合、本名、通称名、英字名のいずれを優先利用するか の氏名優先フラグの登録、修正、削除、照会できること）について、一般市の担当者から、「平成 24 年 6 月 21 日雇児福発 0621 第 1 号には、『氏名は、本名により管理すること』と記載されている。通称名を優先している外国人が多く、氏名優先フラグの登録、修正、削除、照会是他団体でも必要な機能と考えられることから、現状の『標準オプション（○）』から『実装必須機能（◎）』としてよいと考える」というご意見をいただいた。
 - #2（児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること）について、2 つの一般市の担当者から、「令和 5 年 4 月 21 日 こ支家第 43 号 児童扶養手当給付費の国庫負担について」に基づき、「他団体でも必要な機能と考えられることから、現状の「標準オプション（○）」から「実装必須機能（◎）」としてよいと考える」という意見をいただいた。
 - ◇ #1 について、氏名優先フラグの連携元となる住民記録システムでは、実装区分が「標準オプション（○）」となっているため、児童扶養手当システムにても、実装区分を「標準オプション（○）」としてほしい。
 - ◇ 法令に基づいた修正となるが、詳細を確認の上、修正可否を検討する。
 - ◇ 他標準化対象業務にて、同様の意見が挙げた際に、連携元となる住民記録システムに実装区分を合わせざるを得ないのではないかと の意見を申し上げたところ。こちらの外国人における氏名優先フラグとは、住民記録システムの同様の機能なのか、またシステム間のデータ連携がされているかなどを確認した上で、修正可否を検討したほうがよいと考えている。
 - ◇ #2 について、当該機能は都道府県でも業務において使用する機能となるため、実装区分を「◎（実装必須機能）」に変更してほしい。
 - ◇ 当該業務について、精査し、特段問題なければ都道府県の実装区分を「◎（実装必須機能）」に変更する。
 - ◇ 全国意見照会にて、帳票詳細要件下記 4 件について、法令・通知を根拠とした実装区分の修正要望をいただいた。記載いただいた法令・通知を確認したところ、指摘通り修正するのが正しいと考えるため、指摘通りに修正する。

- #1（児童扶養手当現況届案内）について、特別区担当者から、「子ども家庭庁通達令和6年1月17日発こ支家第24号『児童扶養手当の現況届等について』の一部改正について」を根拠とし、上記の通達と足並み揃えた、標準レイアウトの見直しをご検討してほしいとご意見をいただいた。当該意見に対して、地方分権の関係で対応する措置として、一部の項目名や記述文言を郵送やオンラインといった提出形式の変更に併せて修正する。
 - #2（児童扶養手当資格喪失通知書）について、一般市担当者から、「令和6年3月5日発出のこ支家第118号により、『受給者の申し出による資格喪失』が可能となったため、「児童扶養手当資格喪失届」の裏面の『マ 辞退届が提出された。』の印字を追加すべき」というご意見をいただいた。当該意見に対しては、「児童扶養手当資格喪失通知書」の帳票詳細要件の「受給資格がなくなった理由」の部分に、「・ 受給資格者本人から辞退届が提出されたため」という印字項目を追加する。
 - #3（児童扶養手当現況届案内）について、政令市担当者から、「児童扶養手当施行規則第4条により、「住所要件に関する申立書・住民票の写し、養育申立書・証明書、生死不明証明書、遺棄申立書・調書、拘禁証明書」の印字項目を追記すべき」というご意見をいただいた。当該意見に対しては、記載いただいた法律条文を確認したところ、現況の届出において、「生死不明証明書、遺棄申立書・調書、拘禁証明書」の3書類が必要となることが分かった。そのため、「児童扶養手当現況届案内」における帳票項目にシステムのデータ項目の表記に合わせて「生死不明証明書、遺棄申立書・証明、拘禁の証明書」を追加する。
 - #4（児童扶養手当認定通知書など）について、一般市担当者から、認定処理は行政処分であることを根拠として、該当帳票の右上に、「指令番号欄と行政処分日欄の追加を希望します。」というご意見をいただいた。当該意見に対しては、子ども家庭庁に確認したところ、一部の自治体では、日付や文書番号を帳票の右上に記載しているため、標準オプションとして、指令番号欄と行政処分日欄を追加する。
- ◇ #2について、「児童扶養手当資格喪失通知書」の帳票詳細要件の「受給資格がなくなった理由」の部分に、「・ 受給資格者本人から辞退届が提出されたため」という印字項目を追加するとのことだが、場合によっては、辞退届ではなく、別名の帳票を用いることがある。そのため、辞退届に限定しない記載としてほしい。
 - ◇ 承知した。「・ 受給資格者本人から辞退したい旨の申し出が書面により提出されたため」と記載する。
 - ◇ #4について、指令番号欄と行政処分日欄の追加とあるが、当該項目はどのようなものを想定しているか。指令番号は文書番号と異なるか。また、行政処分日は発行日と異なるか。
 - ◇ 指令番号は文書番号、行政処分日は発行日という認識に相違ない。指令番号は「児扶○第12345号」、行政処分日は「令和○年○月○日」というような項目を印字することを想定している。
 - ◇ 全国意見照会にて、帳票レイアウト下記1件について、誤記の修正要望をいただいた。記載いただいた内容

を確認したところ、指摘通り修正するのが正しいため、指摘通りに修正する。

- #1（児童扶養手当額変更のお知らせ）について、一般市担当者から、「24 注記文について『児童物価制』とは『自動物価スライド制』の認識で誤りはないか。」というご意見をいただいた。当該意見に対しては、こども家庭庁に確認したところ、「児童物価」という表記は誤りのため、指摘通りに「自動物価スライド制」に修正する。

- ◇ その他、特段異議がないため、「b.全国意見照会にて、法令・通知対応や正誤対応で今年度の改版に反映するご意見」について、上記で標準仕様書 2.0 版への改版事項を確定とする。では、ここまでの内容をもって、令和 5 年度の標準仕様書への改版事項を確定とする。例外として本検討会後に、こども家庭庁とデジタル庁にて調整を行い令和 5 年度の改版に一部反映する事項が発生する可能性があるが、その場合は座長に一任いただけるか。特段異議がないため、座長に一任いただけるとし、引き続き事務局にて、標準仕様書の改版の最終化に取り組む。また、第 2 回有識者検討会後に修正した場合は、当該修正事項について、構成員の方々に追って共有するため、よろしくお願い申し上げます。

（今年度の改版対象外のご意見について）

○ a.令和 5 年度ニーズのみ確認する申し送り事項の討議結果

- 機能向上のための新規帳票機能追加要望、機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望について、自治体分科会事前アンケートにて、令和 3~5 年度の検討会自治体代表に実装要望について確認した。当該アンケートにて「重要度高」かつ「ニーズ高」7 件のご要望について、継続案件として、引き続きベンダ分科会で討議を行った。
- ◇ その結果、4 件支払・過払関連帳票機能の追加実装要望のうち、2 件は実装任意の標準オプションとして、来年度以降に詳細化していくと決定した。また、1 件の帳票出力要望は来年度詳細を確認してから再判断となった。そして 1 件は実装区分の変更で、前章でも紹介したように、今年度の改版に反映した。
- ◇ 3 件現況届の帳票レイアウト変更要望については、令和 6 年度以降に、現況届の全体レイアウトの見直しや、デジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議の参考材料としてこども家庭庁内で扱うこととした。
- ◇ 「ニーズ高」のみの 8 要件は来年度以降の申し送り事項にし、それ以外は検討会の検討対象から外すこととした。

○ b.全国意見照会にて、今年度の改版対象外のご意見の概要

- 全国意見照会にて、法令・通知や正誤対応と関係のない追加のご意見は概要のみ紹介する。今までの検討会にて対応について討議していなかった検討事項となるため、事務局にて精査し、改版に係る検討が必要となる事項は基本的に来年度以降に申し送ることとし、20 業務間の調整や中長期的な検討を要する事項は、引き続き関連機関と調整する。
- ◇ 機能要件については、既存機能要件の実装区分の変更依頼、既存機能要件・管理項目の追加要望、既存機能要件・管理項目の削除依頼、新規機能の追加要望、新規帳票出力機能の追加要望、データ要件・連携要件の整合確認を令和 6 年度の検討事項として申し送る。また、データ要件・連携要件の追加要

望は、こども家庭庁内部を含め、引き続きデジタル庁等の関連機関と調整していく。

- ◇ 帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、既存帳票の印字項目の実装区分の変更依頼、一部印字項目・文言の修正・追加・削除、新規帳票の追加要望を令和 6 年度の検討事項として申し送る。また、既存帳票の全体レイアウト・印字項目の見直し依頼については、法令で定められている事項であるため、すぐに変更等の対応ができず、今後関連議題が上がった際に、こども家庭庁内部を含め、引き続きデジタル庁等の関連機関と調整していく。

(今後の更なる標準仕様書の精度向上に向けて (来年度以降の申し送り事項))

○ 令和 6 年度論点一覧 (案)

- 20 業務間の横並び調整や中長期的な検討を要する事項は、引き続きこども家庭庁と関連機関との調整を進めていく必要があるが、下記項目について、精査し、来年度の児童扶養手当にて再度改版への対応について検討していく。
- 令和 5 年度の残論点
 - ◇ 法令上、複数区分に該当する際のシステム対応については、全国意見照会にて、中核市から、法令上、「父かつ養育者」や「母かつ養育者」は「養育者」と別の定義となるため、既存の受給 (資格) 者区分では不十分で、「父又は母かつ養育者」という区分を追加してほしいという要望をいただいた。同じ要件に対して、事業者からも、目的を踏まえた区分の再精査を行ってほしいという要望をいただいた。別途、中核市から複数法条に該当する際の年金等受給該当区分の精査依頼もいただいた。こちらについて、さらなる法令の精査や、ベンダの対応状況について確認が必要となるため、来年度に対応について引き続き検討する。
 - ◇ 機能向上のための新規機能・帳票、追加要望の精査・標準仕様化については、重要度が高い 3 件継続案件のうち、2 件は実装任意の標準オプションとして、来年度以降に詳細化していくと決定し、1 件の帳票出力要望は来年度詳細を確認してから再判断することになった。また、ニーズが高い 8 要件についても、来年度に引き続き検討する必要がある。
 - ◇ 指定都市要件の残対応については、令和 5 年度ニーズが高いと仕分けされた 3 件再検討見直し指定都市要件について、来年度以降に引き続き実装可能性を確認していく。また、令和 4 年度「成案予定」となった指定都市要件について、既に、一部の政令市では移行困難となっているため、引き続き計画しながら、対応していく必要がある。
 - ◇ 操作権限設定や管理に関する既存機能の精査と、「16 歳以上 19 歳未満扶養親族数」(旧特定扶養の人数) のデータ項目や IF010o009 など税システムとの連携仕様の追加について、来年度に引き続き検討する必要がある。
- 令和 5 年度全国意見照会の申し送り事項
 - ◇ 令和 6 年度以降、内容について、こども家庭庁や関連機関 (デジタル庁、総務省等) に連携した上に精査し、明らかに誤記となる内容については訂正とする。
 - ◇ なお、新規機能・帳票の追加要望について、慎重に対応していく必要があるため (既に、移行困難・対応困難と課題を挙げた団体が多数あるため)、既に要件に含まれているものや、代替機能があるものは基本的

に対応なしとする。また、意見元自治体・事業者独自の運用である場合、標準化対象外となる。

- ✧ 更に、標準化の位置づけとして、仕様書に記載されている機能要件が満たされれば、具体的な実装方法は、自治体と事業者間の調整に委ねることとしている。そのため、標準仕様は幅を持たせた設計となっており、詳細な要件の追加の標準化の範囲外となり対応なしとする。
- ✧ 上記を踏まえて、対応が必要となる追加内容について、今年度同様、自治体にニーズをヒアリングし、事業者に対応可否について確認したうえ、標準仕様として定義するかを検討していく。

以上